

平成 17 年 12 月 8 日

「内航ケミカル船への新構造設備基準等
の適用に関する検討会」事務局 御中

社団法人 日本化学工業協会
常務理事環境安全部長 中田 三郎

石 油 化 学 工 業 協 会
物流委員会委員長 伊丹 良彦

液体化学薬品の輸送に関する意見書

拝啓、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、海洋汚染防止条約の改正に伴い液体化学薬品のバルク輸送については 2007 年から輸送船舶の構造及び設備要件、排出要件の大幅な変更が国際海事機関(IMO)で決定され、この改正に伴い現在国内法の整備見直し検討が進められていることと伺っております。

この改正に伴う問題として、現状では船の設備要件が必要とされていない物質(例えば植物油等)が船型2となったり、船型 2 の物質(クレオソート等)が船型 1 の船舶での輸送を強いられるなど、その輸送環境が激変することにより、わが国の化学工業及び需要業界ならびに内航タンカー業界に及ぼす影響は深刻なものがあります。

当協会会員企業は現在の船舶安全法(危規則)及び海防法で過去数十年間輸送が認められている物質について新たな制度に対応するため不足する環境・安全に関するデータの調査を行い関係省に資料の提出を行ったところであり漏れがなきように現在も努めているところであります。

対象となる化学品が新しい制度で輸送出来るかどうかの状況については内航タンカー企業と共に問題点の把握及び実態調査に協力しているところであります。

新船の建造、既存船の設備追加は現在のケミカルタンカー業界の状況から厳しいものがあり、又、造船所の能力からも難しい状況と仄聞しております。

以上の事情をご賢察の上、標記条約改定の国内法取り入れにつきましては(社)日本芳香族工業会、(社)日本植物油協会等の意見及び全国内航タンカー組合からの意見書等についてご高配を賜り、特に既存船に対する経過措置について一段のご検討をいただきますようお願いいたします。

敬具